

学生便覧変更等の内容 (令和3年度の入学生に適用)

■ 気象警報発令等による授業等の取扱い

ページ	名称	変更等の内容	現在の内容	特記事項
P.33	気象警報発令等による授業等の取扱い	「避難勧告」が廃止となり、「避難指示」に一本化。 ※気象警報発令等による授業等の取扱い（変更部分赤字） 【pdf リンク】		災害対策基本法が令和3年に改正（5月10日公布、5月20日施行）され、「避難勧告」が廃止となり、「避難指示」に一本化。

■ 学則

ページ	名称	変更等の内容	現在の内容	特記事項						
P.177	授業料	第 41 条 授業料を免除された者でその理由が消滅した者の授業料の免除は、当該期までとし、翌期から免除前の授業料を納入するものとする。	第 41 条 授業料を免除された者がその理由が消滅したときは、その月から月額をもって徴収する。							
P.177	学生納付金（休学時の在籍料）	第 37 条 学生（第 28 条に規定する者を除く。）は、別表第二所定の学費（入学検定料及び入学金を除く。）を指定の期日までに納入しなければならない。 2 休学者については、休学期間中の授業料を免除する。ただし、別表第三に定める在籍料を納付しなければならない。 3 第 32 条の規定により再入学を許可された者の授業料は、再入学する学年と同額とする。 ※別表 第三 在籍料（第 37 条関係） (単位：円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>休学の期間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前 期</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>後 期</td> <td>60,000</td> </tr> </tbody> </table>	休学の期間	金額	前 期	60,000	後 期	60,000	第 37 条 学生（第 28 条に規定する者を除く。）は、別表第二所定の学費（入学検定料及び入学金を除く。）を指定の期日までに納入しなければならない。ただし、休学者については、休学期間中の授業料の一部を免除する。 2 第 32 条の規定により再入学を許可された者の授業料は、再入学する学年と同額とする。	
休学の期間	金額									
前 期	60,000									
後 期	60,000									

■副専攻

ページ	名称	変更等の内容	現在の内容	特記事項
P.187	副専攻科目表の追加	福祉健康学部福祉学科の副専攻科目表を追加し、令和3年度入学生にも適用する。 ※福祉健康学部福祉学科副専攻科目表 【pdfリンク】		

■大学院学則

ページ	名称	変更等の内容	現在の内容	特記事項						
P.207	授業料（休学時の在籍料）	第25条 休学者については、休学期間中の授業料を免除する。ただし、別表第5に定める在籍料を納付しなければならない。 ※別表第5 在籍料（第25条関係） （単位：円） <table border="1" data-bbox="645 874 1169 999"> <thead> <tr> <th>休学の期間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>後期</td> <td>60,000</td> </tr> </tbody> </table>	休学の期間	金額	前期	60,000	後期	60,000	第25条 休学した者については、休学期間中の授業料の一部を免除する。	
休学の期間	金額									
前期	60,000									
後期	60,000									